

復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー） 「ブランド再生支援事業」補助金の三次募集 （食産業ステージアッププロジェクト）

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う、「商品づくり」、「マーケティング活動」、「販路開拓活動」、「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

『ブランド再生支援事業』は県内産のカキ、ギンザケ、ホタテ、ノリ、ワカメ、イチゴ及びホヤ（以下「重点品目」という。）を活用した商品づくりを行う事業者がご利用いただけます。

●ご利用いただける事業者

県内の沿岸部等に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)までのほか、宮城県の食産業の復興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

●対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当する事業であること。

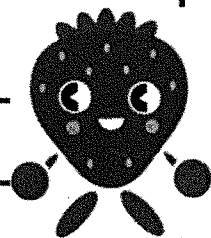
- (1) ブランド再生を目指した重点品目を活用した商品づくりを行うこと。
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する事業であること。
 - ① 商品づくりのためのマーケティング活動を行うこと。
 - ② 開発又は改良した商品の販路開拓活動を行うこと。
 - ③ 商品開発力や営業力を有する人材の育成活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明書等により被災の状況が確認できること。

●補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金（外部専門家への謝金）
- (2) 旅費（商品づくり等に要する交通費や宿泊費）
- (3) 研究開発費（原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など）
- (4) 庁費（出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等印刷費など）
- (5) 調査研究費（マーケティング委託費など）
- (6) 研修費（有料セミナー参加費、コンサルティング委託費など）

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。



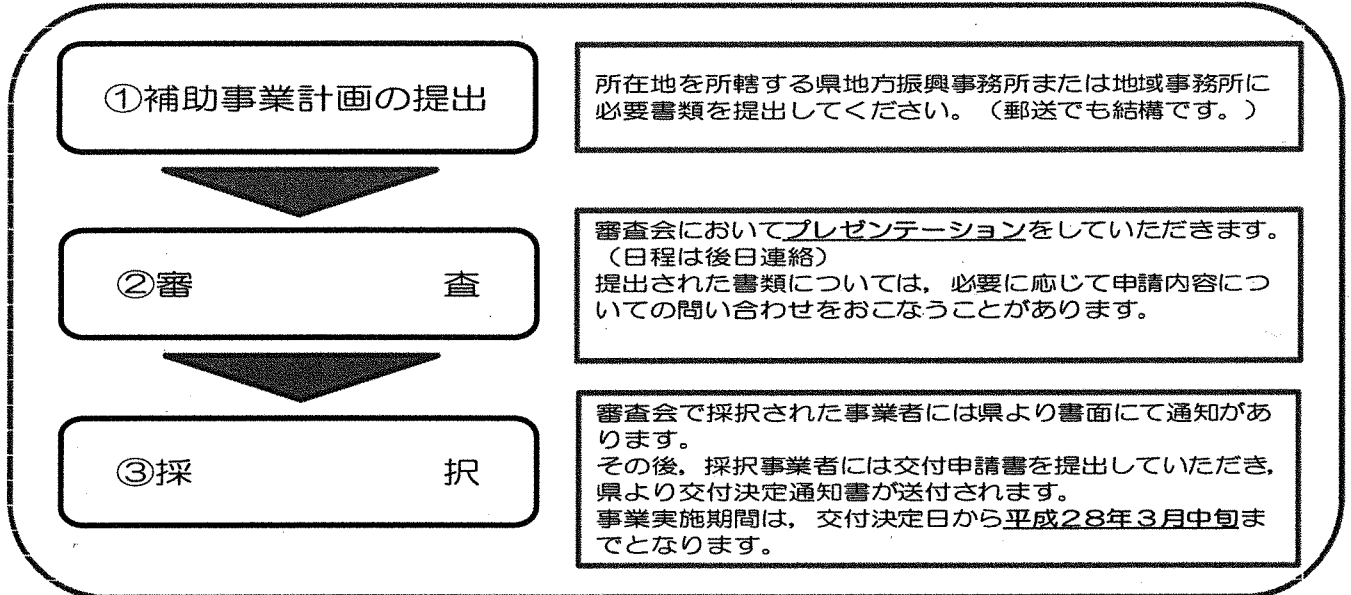
●募集期間

平成27年8月20日(木) ~ 平成27年9月18日(金)必着

●補助率及び補助限度額

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額：1,500千円（事業費：3,000千円超）

●応募の流れ



●応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙3）
- (4) 商品販売計画（別記様式第1号－別紙4）

様式は、下記ホームページからダウンロードして御利用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2015brand.html>

提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え（写し）をお取り下さい。

記載にあたっては、記載例をご参照下さい。

●商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では、震災により被災した食産業の復興を図るため、商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行います。他の事業については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokushin/2015hojomain.html>

《お問合せ先》

宮城県 農林水産部 食産業振興課（担当：食ビジネス支援班 山内）

電話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メール：s-business@pref.miyagi.jp HP：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/>

復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー） 「みやぎの食復興支援事業」補助金の三次募集 （食産業ステージアッププロジェクト）

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う、「商品づくり」「マーケティング活動」「販路開拓活動」「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

『みやぎの食復興支援事業』は県が定める重点品目を除く地域の食材等を活用した商品づくりを行う事業者に広くご利用いただけます。

※重点品目とは、県内産カキ、ギンザケ、ホタテ、ノリ、ワカメ、イチゴ、ホヤをさします。

※地域の食材等とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の復興を図る食材として適当と認められるものとします。

●ご利用いただける事業者

県内の沿岸部等に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)のほか、宮城県の食産業の復興を図る事業実施主体として知事が適当と認めた事業者

●対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 重点品目を除いた地域の食材等を活用した商品づくりを行うこと。
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ①商品づくりのためのマーケティング活動を行うこと。
 - ②地域の食材等を活用した商品の販路開拓活動を行うこと。
 - ③商品開発や営業力を有する人材の育成活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明等により被災の状況が確認できること。

●補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金（外部専門家等の指導への謝金）
- (2) 旅費（商品づくり等に要する交通費や宿泊費）
- (3) 研究開発費（原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など）
- (4) 庁費（出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等の印刷費など）
- (5) 調査研究費（マーケティング委託費など）
- (6) 研修費（有料セミナー参加費、コンサルティング委託費など）

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

●募集期間

平成27年8月20日(水)～9月18日(金) (必着)

●補助率及び補助限度額

<補助率>補助対象経費の2分の1以内

<補助限度額>1,200千円(事業費:2,400千円超)

●応募の流れ

①補助事業計画の
提出

所在地を所轄する県地方振興事務所または地域事務所に
必要書類を提出してください。
(郵送でも結構です。)

②審 査

審査会による書面審査を行います。
提出された書類については、必要に応じて申請内容の問い合わ
せを行うことがあります。

③採 択

採択事業者には県より書面にて通知があります。
その後、採択事業者には交付申請書を提出いただき、県より交
付決定通知書が送付されます。
事業実施期間は、交付決定日から平成28年3月中旬までとな
ります。

●応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助事業計画書(別記様式第1号—別紙1)
- (2) 事業費積算明細書(別記様式第1号—別紙2)
- (3) 事業スケジュール(別記様式第1号—別紙3)
- (4) 商品販売計画(別記様式第1号—別紙4)

応募に必要な書類の様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2015syokufukkou.html>

提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え(写し)をお取り下さい。
記載にあたっては、記載例をご参照下さい。

●商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では、震災により被災した食産業の復興を図るため、商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行います。他の事業については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokushin/2015hojomain.html>

《お問合せ先》宮城県農林水産部食産業振興課(担当:食ビジネス支援班 佐藤)

電話:022-211-2812 FAX:022-211-2819

メール:s-business@pref.miyagi.jp HP:http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/

復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー） 「企業連携支援事業」補助金の三次募集 （食産業ステージアッププロジェクト）

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う、「商品づくり」、「マーケティング活動」、「販路開拓活動」、「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

『企業連携支援事業』は複数の中小企業者等の技術面等の連携による地域の食材等(※)を活用した商品づくりを行う事業者がご利用いただけます。

※ 地域の食材等とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の振興を図る食材として適当と認められるものとします。

●ご利用いただける事業者

県内の沿岸部等に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合 (4) 水産加工業協同組合 (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)までのほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

●対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 複数の中小企業者等の技術面等の連携による地域の食材等を活用した商品づくりを行うこと。
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する事業であること。
 - ① 商品づくりのためのマーケティング活動を行うこと。
 - ② 開発又は改良した商品の販路開拓活動を行うこと。
 - ③ 商品開発力や営業力を有する人材の育成活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明書等により被災の状況が確認できること。

●補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金（外部専門家への謝金） (2) 旅費（商品づくり等に要する交通費や宿泊費）
- (3) 研究開発費（原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など）
- (4) 庁費（出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等印刷費など）
- (5) 調査研究費（マーケティング委託費など）
- (6) 研修費（有料セミナー参加費、コンサルティング委託費など）

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

●募集期間

平成27年8月20日(木)～平成27年9月18日(金)必着

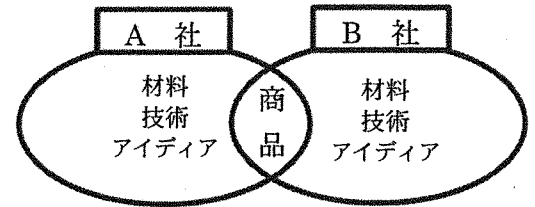
●補助率及び補助限度額

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額：3,000千円（事業費：6,000千円超）

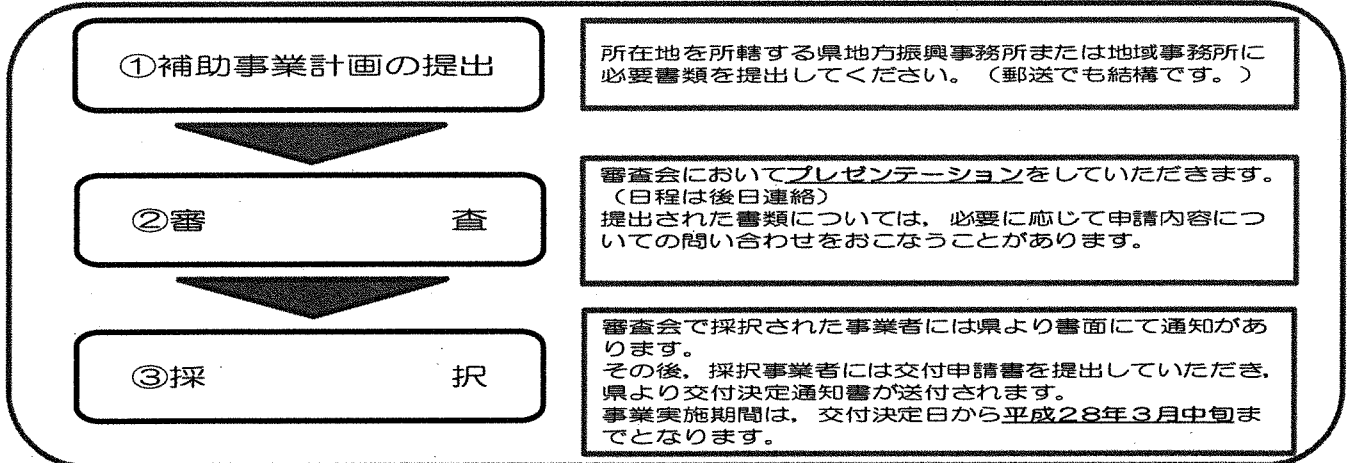
●企業連携の事例

- (1) 同業種での複数社による新商品の共同開発
- (2) 複数の食品関連業者による新商品の共同開発
- (3) グループ補助金で形成されたグループなど、異業種連携での新商品の共同開発 等

※パッケージのみの改良、既存商品の詰め合わせ及び費用の伴わないアイデア提供による商品開発などについては、本事業では対象外とさせていただきます。



●応募の流れ



●応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）
 - (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2）
 - (3) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙3）
 - (4) 商品販売計画（別記様式第1号－別紙4）
 - (5) 企業連携支援事業申立書（別記様式第1号－別紙5）及び確約書等
- 様式は、下記ホームページからダウンロードして御利用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2015renkei.html>

提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え（写し）をお取り下さい。
記載にあたっては、記載例をご参照下さい。

●商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では、震災により被災した食産業の復興を図るため、商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行います。他の事業については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokushin/2015hojomain.html>

《お問合せ先》

宮城県 農林水産部 食産業振興課（担当：食ビジネス支援班 佐藤）

電話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メール：s-business@pref.miyagi.jp HP：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/>